広島県アダプト制度に関する質疑応答集

令和５年９月

広島県土木建築局道路河川管理課

　広島県アダプト制度は、道路や河川などの清掃や緑化、草刈などのボランティア活動を支援する仕組みです。この制度について、みなさんから寄せられるよくある質問や疑問点についてとりまとめました。　みなさんの今後のアダプト活動の参考にしてください。

**【目　次】**

**Ⅰ　アダプト制度について**

**ⅰ）アダプト団体の認定・手続き等**

Ｑ１　アダプト活動を始めたいのですが、認定・登録の手続きはどうするの？

Ｑ２　マイロード活動（道路）とラブリバー活動（河川）の両方の活動を行いたいのですが、この場合の手続きはどうなるの？

Ｑ３　活動したい場所で、すでに別の団体が活動しているのですが、他団体の活動範囲と重複していても認定を受けられますか？

Ｑ４　代表者、活動内容、構成人員等に変更が生じた場合の手続きは？

Ｑ５　アダプト活動を中止又はアダプト活動団体を解除する場合の手続きは？

**ⅱ）認定基準**

Ｑ６　認定にあたって、活動の対象となる道路や河川の活動区間に基準はありますか？

Ｑ７　認定にあたって、活動回数や活動人員に基準はありますか？

Ｑ８　国土交通省のボランティア・サポート・プログラムの認定を受けて活動を行っていますが、今度、国道が県に引き継がれます。現在の活動区間が70ｍしかないのですが、活動区間が100ｍに満たない場合は、県のアダプト団体として認定されないでしょうか？

**ⅲ）活動支援**

　　Ｑ９　アダプト団体に認定された場合、県からどのような支援がありますか？

**ⅳ）傷害・賠償責任保険**

Ｑ１０　事故が起きたとき、保険で対応したいとき、または、保険の対象になるか不明　　　　　　　　　　　　　なときはどうすればいいですか？

Ｑ１１　傷害・賠償責任保険の内容は、どのようになっていますか？

Ｑ１２　構成員の中に、外国人が含まれていますが、その人も保険の対象になりますか？

Ｑ１３　保険対象者には年齢制限がありますか？

Ｑ１４　当日、急に参加者の変更がありました。その方は、事前に提出している構成員名簿に記載されていない人であっても保険は適用されますか？

Ｑ１５　**作業中に熱中症になった場合は、保険の対象になりますか？**

Ｑ１６　**アダプト活動の作業中に道路を走行中の車両と接触し、怪我をしました。保険の対象になりますか？**

Ｑ１７　**活動を終えて、徒歩で帰宅途中に転倒して怪我をしました。保険の対象になりますか？**

Ｑ１８　**作業中の草刈機やチェーンソーなどの機械による事故は、保険の対象になりますか？**

**ⅴ）活動内容**

Ｑ１９　アダプト活動に除草剤を使用してもいいですか?

Ｑ２０　清掃道具等を保管する倉庫を道路余裕地に置いてもいいですか？

Ｑ２１　緑化活動として、道路法面や河川護岸に樹木を植えてもいいですか？

**ⅵ）回収ゴミの処分**

Ｑ２２　回収したゴミの処分は、どうすればいいですか？

Ｑ２３　不法投棄による大型ゴミ等を発見した場合、どうすればいいですか?

**Ⅱ　ひろしまアダプト活動支援事業（奨励金）について**

**ⅰ）奨励金申請手続き**

Ｑ２４　どれくらい活動すれば奨励金の支給を受けられますか？

Ｑ２５　なぜ、活動実績報告に領収書の写し又は支払証明書が必要なのですか?

Ｑ２６　マイロード活動とラブリバー活動の認定を受けているのですが、奨励金を受ける場合、どのような手続きとなりますか?

Ｑ２７　実績報告書に貼付する活動写真には、参加者全員が写っていないといけないのですか？

Ｑ２８　実績報告書に貼付する活動写真は何枚添付しないといけないのですか？

Ｑ２９　交付要件に「出納簿を備え付けていること」とされていますが、活動認定団体独 自の出納簿が必要ですか?

Ｑ３０　奨励金に概算払いの制度はありますか？

Ｑ３１ 代表者の押印を省略できませんか？

Ｑ３２　奨励金の振込口座は、代表者以外の口座でも良いですか？

**ⅱ）奨励金の算定方法**

Ｑ３３　交付決定額よりも実支出額が下回った場合、交付額はどうなるのですか?

Ｑ３４　実績報告書の収支決算書について、基本型と付加型それぞれの支出額が収入額を上回らなければ、奨励金が交付決定額よりも減額されるのですか？

Ｑ３５　構成員が各グループに分かれて活動した場合、算定方法はどうなりますか？

Ｑ３６　基本型の算定方法は、延べ参加人数としてもよいのではありませんか？

Ｑ３７　交付要件に「年３回以上活動すること」とされていますが、これは草刈活動だけで３回以上行わなければならないのですか？

Ｑ３８　河川の草刈延長について、右岸と左岸で実施する場合、奨励金の草刈実施（予定）延長をどのようにカウントすればいいのですか？

Ｑ３９　地形が複雑な場合、草刈り面積はどのように算出すればよいでしょうか？

Ｑ４０　草刈について、大量の草を集めて乾かし、後日、処分する場合、処分作業を草刈回数としてカウントしていいですか?

Ｑ４１　一つの団体で延長カウントと面積カウント部分があります。どのように申請したら よいですか？

Ｑ４２　ラブリバーで河川内の葦などの草刈場所も面積に含めて良いですか？

**ⅲ）対象経費**

Ｑ４３　草刈機等を参加者個人から借りた場合、その借賃は奨励金の対象となりますか。　　　　また、金額としていくらが適当ですか？

Ｑ４４　飲食代について「過度な飲食代は認められない」とされていますが、具体的には　　　　何が認められるのですか?

Ｑ４５　「ゴミ捨て禁止」看板の作成費は対象経費として認められますか？

Ｑ４６　奨励金の使途を自由にできませんか？

Ｑ４７　草刈時に使用する「飛散防止ネット」は対象経費として認められますか？

Ｑ４８　草刈機の購入費用が草刈機購入奨励金20,000円を上回った金額についてはは対象経費として認められますか？

Ｑ４９　草刈時に交通誘導員の派遣を警備会社等に依頼した場合は対象経費として認　　　 められますか？

Ｑ５０　防草シートの購入、設置費用は対象経費として認められますか？

Ｑ５１　草刈奨励金で購入した草刈機の処分費用は対象経費として認められますか？

Ｑ５２　ブロワー機は対象経費として認められますか？

Ｑ５３　チェーンソーは草刈機購入奨励金の対象経費として認められますか？

**ⅳ）対象団体**

Ｑ５４　奨励金募集要項で、対象となる活動の項目に「学校の授業として行ったアダプト活動は、対象になりません。」と明記されていますが、どこまでを学校の授業とみなしますか？

**Ⅲ　説明会の開催**

Ｑ５５　アダプト制度に係る説明会を、地元に出向いて行ってもらえませんか？

**Ⅳ　その他**

Ｑ５６　広島県の入札制度（総合評価落札方式）に提出する書類の内、「地域貢献の実績」については、　奨励金交付事業による活動実績報告書の写しを使用できますか。

Ｑ５７　道路上で活動する場合に道路使用許可の手続きは必要ですか？

Ｑ５８　アダプト活動認定団体認定証が紛失（き損）してしまいましたが、再交付はできますか？

Ｑ５９　奨励金で購入した草刈り機の保管、処分等はアダプト活動団体の判断で行っても良いですか？

**Ⅰ　アダプト制度について**

**ⅰ）アダプト団体の認定・手続き等**

**Ｑ１　アダプト活動を始めたいのですが、認定・登録の手続きはどうするの？**

**Ａ１　アダプト活動団体に認定・登録されたい方は、代表者や活動内容、構成員などを記載した「アダプト活動認定団体申込書」を市町又は県建設事務所（支所）の窓口に提出してください。**

**Ｑ２　マイロード活動（道路）とラブリバー活動（河川）の両方の活動を行いたいのですが、この場合の手続きはどうなるの？**

**Ａ２　マイロード活動とラブリバー活動の両方の認定を受けられる方は、原則、マイロード活動とラブリバー活動のそれぞれに分けて「アダプト活動認定団体申込書」を提出してください。**

**Ｑ３　活動したい場所で、すでに別の団体が活動しているのですが、他団体の活動範囲と重複していても認定を受けられますか？**

**Ａ３　すでに活動している団体と、活動時期などが重複しないように調整ができれば、同一区間での認定を受けることができます。**

**Ｑ４　代表者、活動内容、構成人員等に変更が生じた場合の手続きは？**

**Ａ４　　「アダプト活動認定変更届」を市町又は県建設事務所（支所）の窓口に提出してください。**

**Ｑ５　アダプト活動を中止又はアダプト活動団体を解除する場合の手続きは？**

**Ａ５　契約解除を市町又は県建設事務所（支所）に申し出てください。**

**ⅱ）認定基準**

**Ｑ６　認定にあたって、活動の対象となる道路や河川の活動区間に基準はありますか？**

**Ａ６　広島県が管理する道路と一級河川・二級河川（砂防河川は対象外）を対象に、道路については延長１００m以上、河川については延長５０m以上を活動範囲とする団体をアダプト団体として認定しています。**

**Ｑ７　認定にあたって、活動回数や活動人員に基準はありますか？**

**Ａ７　活動回数や活動人員についての基準はありませんが、認定を受けられた団体では、年間３回以上活動するよう努めていただくことになります。**

**Ｑ８ 国土交通省のボランティア・サポート・プログラムの認定を受けて活動を行っていますが、今度、国道が県に引き継がれます。現在の活動区間が７０ｍしかないのですが、活動区間が１００ｍに満たない場合は、県のアダプト団体として認定されないのでしょうか？**

**Ａ８　できるだけ活動区間を１００ｍに延長していただきたいのですが、他の団体と活動区間が重なるなどの理由で活動区間の延長が難しい場合には、活動区間が１００ｍに満たない場合でも認定できることとしました。（平成２８年4月1日　附則）**

**ⅲ）活動支援**

**Ｑ９　アダプト団体に認定された場合、県からどのような支援がありますか？**

**Ａ９　活動にかかる傷害・賠償責任保険への加入や団体の活動をＰＲする表示板の設置のほか、活動経費の一部を支援する奨励金制度があります。**

**ⅳ）傷害・賠償責任保険**

**Ｑ１０　事故が起きたとき、保険で対応したいとき、または、保険の対象となるか不明なと きはどうすればいいですか？**

**Ａ１０　保険代理店　【株式会社桐しま】に連絡し、その指示に従ってください。事故が起きた場合は、保険代理店に「事故発生報告書」を提出するとともに、市町にその写しを提出してください。市町を経由して県建設事務所（支所）に提出されます。**

**※【株式会社 桐しま】**

**住　所　〒721-0974　福山市東深津町3丁目4番36号**

**電　話　084-973-1009（9：00～17：00）　ＦＡＸ 084-925-2490**

**E-mail** [**fujimoto@kirishima1976.jp**](http://gc-dcn14mapsv.pref.hiroshima.jp/webmail/INBOX/mails/new?to=fujimoto%40kirishima1976.jp)

**担当者　藤本　携帯 090-4892-7560**

**Ｑ１１　傷害・賠償責任保険の内容は、どのようになっていますか？**

**Ａ11　主な内容は次のとおりです。**

**【傷害】死亡…400万円　後遺症…程度により12万円～400万円**

**入院…1日につき3，500円　通院…1日につき2，200円**

**【賠償】人身…1名、1事故につき3，000万円を限度**

**対物…1事故につき200万円を限度（ただし自動車によるものは除く）**

**※県ホームページアドレス**[**http://www.pref.hiroshima.lg.jp**](http://www.pref.hiroshima.lg.jp)

**※広島県アダプト制度情報サイト**[**http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/dodoukasenadopt/**](http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/dodoukasenadopt/)

**Ｑ１２　構成員の中に、外国人が含まれていますが、その人も保険の対象になりますか？**

**Ａ１２　住所や国籍にかかわらず、活動団体の構成員であれば保険適用できます。**

**Ｑ１３　保険対象者には年齢制限がありますか？**

**Ａ１３ 保険の対象者に、年齢制限はありません。**

**Ｑ１４　当日、急に参加者の変更がありました。その方は、事前に提出している構成員名簿に記載されていない人であっても保険は適用されますか？**

**Ａ１４　団体の代表者が構成員であることを確認すれば、保険が適用されます。後日、速やかに構成員変更届を提出し構成員を追加してください。**

**Ｑ１５　作業中に熱中症になった場合は、保険の対象になりますか？**

**Ａ１５　保険の対象となります。**

**Ｑ１６　アダプト活動の作業中に道路を走行中の車両と接触し、怪我をしました。保険の対象になりますか？**

**Ａ１６　保険の対象となります。**

**Ｑ１７　活動を終えて、徒歩で帰宅途中に転倒して怪我をしました。保険の対象になりますか？**

**Ａ１７　保険の対象となります。**

**Ｑ１８　作業中の草刈機やチェーンソーなどの機械による事故は、保険の対象になりますか？**

**Ａ１８　活動作業に係る事故なので、保険対象となります。**

**ⅴ）活動内容**

**Ｑ１９　アダプト活動に除草剤を使用してもいいですか?**

**Ａ１９　除草剤は近隣の作物への影響などの危険性があるので、使用しないでください。**

**Ｑ２０　清掃道具等を保管する倉庫を道路余裕地に置いてもいいですか？**

**Ａ２０　道路の占用許可を受けていただく必要があります。道路の管理に支障のない範囲での許可となりますので、県建設事務所（支所）に相談してください。**

**Ｑ２１　緑化活動として、道路法面や河川護岸に樹木を植えてもいいですか？**

**Ａ２１　許可等を受けていただく必要があります。道路や河川の管理に支障のない範囲での許可となりますので、県建設事務所（支所）に相談してください。**

**ⅵ）回収ゴミの処分**

**Ｑ２２　回収したゴミの処分は、どうすればいいですか？**

**A２２　アダプト活動認定団体は、各市町の分別方法にしたがって回収したゴミ等を、適切に処分するものとされています。各市町の取扱いは、別紙「アダプト活動に係るゴミ処理について」のとおりです。詳しくは市町にお問い合わせください。**

**Ｑ２３　不法投棄による大型ゴミ等を発見した場合、どうすればいいですか?**

**Ａ２３　県建設事務所（支所）等関係部署に連絡してください。**

**Ⅱ　ひろしまアダプト活動支援事業（奨励金）について**

**ⅰ）奨励金申請手続き**

**Ｑ２４　どれくらい活動すれば奨励金の支給を受けられますか？**

**Ａ２４　奨励金は、４月から１月までの間に、５名以上で３回以上の活動を行えば支給対象となります。**

**Ｑ２５　なぜ、活動実績報告に領収書の写し又は支払証明書が必要なのですか?**

**Ａ２５　奨励金はアダプト活動に要した費用を上限としていますので、経費の支出を確認するため、領収書の写し又は支払証明書が必要となります。なお、実績報告書作成費（5,000円）及び交付決定額を上回り支出した経費に係るものについては省略できます。**

**Ｑ２６　マイロード活動とラブリバー活動の認定を受けているのですが、奨励金を受ける場合、どのような手続きとなりますか?**

**Ａ２６　マイロードとラブリバーに、それぞれ分けて申請書や実績報告書を提出してください。領収書の写しについても分けて提出することになりまので、あらかじめ区分できるよう留意してください。**

**Ｑ２７　実績報告書に貼付する活動写真には、参加者全員が写っていないといけないのですか？**

**Ａ２７　全員が写っている必要はありませんが、なるべく多く方の活動状況がわかる写真にしてください。**

**Ｑ２８**実績報告書に貼付する活動写真は何枚添付しないといけないのですか？

**Ａ２８　基本型・・・１枚**

**付加型延長の場合で活動回数３回まで・・・１枚**

**付加型延長の場合で活動回数４回以上・・・活動回数４回分（４枚）の写真**

**付加型面積の場合・・・活動回数ごとの全活動回数の写真**

**Ｑ２９　交付要件に「出納簿を備え付けていること」とされていますが、活動認定団体独自の出納簿が必要ですか?**

**Ａ２９　出納簿の作成方法は各団体に任せていますが、アダプト活動に係る収支決算等が確認できるものとしてください。**

**Ｑ３０　奨励金に概算払いの制度はありますか？**

**Ａ３０　概算払いの制度はありません。概算払いにすると、精算事務が生じ申請手続きが煩雑になります。円滑な支払事務手続を行うため、ご理解とご協力をお願いします。**

**Ｑ３１　代表者の押印を省略できませんか？**

**Ａ３１　令和４年度奨励金募集要項より、全ての書類について押印が省略となりました。**

**Ｑ３２　奨励金の振込口座は、代表者以外の口座でも良いですか？**

**Ａ３２　代表者以外の口座でもかまいませんが、トラブル防止等のため、できるだけ代表者名義の口座にしていただくようお願いします。**

**ⅱ）　奨励金の算定方法**

**Ｑ３３　交付決定額よりも実支出額が下回った場合、交付額はどうなるのですか?**

**Ａ３３　実支出額が交付額となります。**

**Ｑ３４　実績報告書の収支決算書について、基本型と付加型それぞれの支出額が収入額を上回らなければ、奨励金が交付決定額よりも減額されるのですか？**

**Ａ３４　基本型と付加型の区分ではなく、支出計の額が収入計の額に満たなければ減額されます。支出計の額が収入計以上であれば、交付決定額どおり奨励金を交付します。**

**Ｑ３５　構成員が各グループに分かれて活動した場合、算定方法はどうなりますか？**

**Ａ３５　実質の参加人数をもとに算定を行います。例えば、構成員が１００人で、２０人ずつのグループに分かれて5日間活動した場合、参加人数は１００人、活動回数は５回となります。**

**Ｑ３６　基本型の算定方法は、延べ参加人数としてもよいのではありませんか？**

**Ａ３６　この制度の目的が、一人でも多くの方がアダプト活動に参加していただきたいというものであるため、延べ参加人数ではなく、実際に活動された人数（実人員）に応じて奨励金を算定しています。**

**Ｑ３７　交付要件に「年３回以上活動すること」とされていますが、これは草刈活動だけで３回以上行わなければならないのですか？**

**Ａ３７　３回の活動のうち、草刈活動を１回以上行えば、付加型の奨励金支給対象になります。**

**Ｑ３８　河川の草刈延長について、右岸と左岸で実施する場合、奨励金の草刈実施（予定）延長をどのようにカウントすればいいのですか？**

**Ａ３８・片岸の堤内地と堤外地で草刈を実施する場合**

**→草刈実施（予定）延長を２倍までカウントできます。**

**・左右両岸で堤内地（堤外地）を１面ずつ草刈を実施する場合**

**→草刈実施（予定）延長を２倍までカウントできます。**

**・左右両岸の堤内地と堤外地両面で草刈を実施する場合**

**→草刈実施（予定）延長を４倍までカウントできます。**

左岸側

右岸側

堤内地

堤内地

堤外地

**草刈実施（予定）延長は、最大で２００ｍ×４＝８００ｍまで申請できます。**

草刈区間

200ｍ

**●草刈実施（予定）区間の延長が４倍までカウントできる例**

草刈区間

200ｍ

Ｑ３９　地形が複雑な場合、草刈り面積はどのように算出すればよいでしょうか？

**Ａ３９　基本的には延長×幅員で算出してください。概算での算出で良いです。**

**Ｑ４０　草刈について、大量の草を集めて乾かし、後日、処分する場合、処分作業を草刈回数としてカウントして良いですか?**

**Ａ４０　別の日に分けて実施するのであれば、草刈１回、清掃１回として下さい。 （処分作業は清掃としてカウントします。）**

**Ｑ４１　一つの団体で延長カウントと面積カウントの部分があります。どのようにして申請したら良いですか?**

**Ａ４１　 どちらかに統一して申請してください。**

**Ｑ４２　ラブリバーで、葦が生えている河川内を草刈活動場所に含めて良いですか?**

**Ａ４２　 含めて良いです。**

**ⅲ）対象経費**

**Ｑ４３　草刈機等を参加者個人から借りた場合、その借賃は奨励金の対象となりますか。また、金額はいくらが適当ですか？**

**Ａ４３　個人から借り受けた場合もその経費はリース料として奨励金の対象となります。金額について、基準を設けてはいませんが、１日あたり本体価格の５％までを目安としてください。なお、支出の証拠資料としては、支払証明書を添付することになります。**

**Ｑ４４　飲食代について「過度な飲食代は認められない」とされていますが、具体的に何が認められるのですか?**

**Ａ４４　パンやむすびなどの軽食（１人あたり税抜５００円まで）、お茶・ジュース等は対象経費とします。活動後の打ち上げ費用（宴会などに相当するオードブルや酒類など）は対象経費として認められません。**

**Ｑ４５　「ゴミ捨て禁止」看板の作成費は対象経費として認められますか？**

**Ａ４５　投棄の未然防止対策として、対象経費としています。なお、道路区域内、河川区域内に設置する場合は、各建設事務所（支所）にご相談ください。**

**Ｑ４６　奨励金の使途を自由にできませんか？**

**Ａ４６　奨励金はアダプト活動に必要な経費の一部を支援するものです。この目的の範囲で活用していただくことになります。**

**Ｑ４７　草刈時に使用する「飛散防止ネットは」対象経費として認められますか？**

**Ａ４７ 対象経費として認められます。**

**Ｑ４８**草刈機の購入費用が草刈機購入奨励金20,000円を上回った場合は対象経費として認められますか？

**Ａ４８ 対象経費として認められます。**

Ｑ４９　草刈時に交通誘導員の派遣を警備会社等に依頼した場合は対象経費として認められますか？

**Ａ４９ 対象経費として認められます。**

Ｑ５０　防草シートの購入、設置費用は対象経費として認められますか？

**Ａ５０　防草シートの設置は認めていません。よって対象経費なりません。**

Ｑ５１　草刈奨励金で購入した草刈機の処分費用は対象経費として認められますか？

**Ａ５１ 対象経費として認められます。**

Ｑ５２　ブロワー機は対象経費として認められますか？

**Ａ５２ 対象経費として認められます。**

Ｑ５３　チェーンソーは草刈機購入奨励金の対象経費として認められますか？

**Ａ５３ 草刈機購入奨励金の対象経費にはなりません。但し、奨励金の対象とはなります。**

**ⅳ）対象団体**

**Ｑ５４　奨励金募集要項で、対象となる活動の項目に「学校の授業として行ったアダプト活動は、対象になりません。」と明記されていますが、どこまでを学校の授業とみなしますか？**

**Ａ５４　授業時間とホームルームまでを学校の授業とみなし、それ以外の時間で自発的に行われるアダプト活動は奨励金の対象となります。**

**Ⅲ　説明会の開催**

**Ｑ５５　アダプト制度に係る説明会を、地元に出向いて行ってもらえませんか？**

**A５５　県では、毎年４月に県建設事務所（支所）ごとに実施しています。こちらへの参加をお願いします。**

**Ⅳ　その他**

**Ｑ５６　広島県の入札制度（総合評価落札方式）に提出する書類の内、「地域貢献の実績」について、奨励金交付事業による活動実績報告書の写しを使用できますか。**

## Ａ５６ 入札時に提出する活動実績報告書は「広島県アダプト制度実施要領」に基づく様式で作成し、市町を経由して各所管建設事務所（支所）の管理課（管理用地課）へ提出してください。市町及び各建設事務所（支所）の収受印を押印されたものが必要となります。活動実績報告書は２部持参ください。市町と県の収受印を押印後、返却された１部を活用ください。

**Ｑ５７　道路上で活動する場合に道路使用許可の手続きは必要ですか？**

**Ａ５７　道路使用許可が必要であるかどうかについては、実際のアダプト活動の具体的な態様（たとえは、清掃活動を行う範囲、参加者の数、清掃活動の手段・方法等）に基づいて所轄警察署が判断することとなりますので、それぞれの所轄警察署へお問い合わせください。**

**なお、道路使用許可が必要となる場合であっても、本県のアダプト活動については、使用許可申請書類を簡素化することや、申請手数料を免除することについて県警本部と調整していますので、所轄警察署へお問い合わせの際には、この点についても併せてご相談ください。**

**Ｑ５８　アダプト活動認定団体認定証が紛失（き損）してしまいましたが、再交付はできますか？**

**Ａ５８　アダプト活動認定団体認定証再交付申請書を県建設事務所（支所）の窓口に提出してください。**

Ｑ５９　奨励金で購入した草刈り機の処分等はアダプト活動団体の判断で行っても良いですか？

**Ａ５９　購入した草刈機は大事にお使いいただき、破損等で不要になった場合は、各団体の判断で地域の処分方法に則り適正に処分してください。**

**その他、アダプト制度に係るご相談やお問い合わせは、次の窓口へお願いします。**

お問い合わせ先

〒730-8511　広島市中区基町10-52

　　　　　　　広島県土木建築局道路河川管理課　TEL:082-513-3903

又は、最寄りの県建設事務所（支所）

〒732-0816　広島市南区比治山本町16-12

　　　　　　　広島県西部建設事務所管理第一課　TEL:082-250-8150

　　　　　　　　　　　　　　　　　管理第二課　TEL:082-250-8157

〒737-0811　呉市西中央一丁目3-25

広島県西部建設事務所呉支所管理課　TEL:0823-22-5400

〒738-0005　廿日市市桜尾本町11-1

広島県西部建設事務所廿日市支所管理用地課　TEL:0829-32-1141

〒731-3501　山県郡安芸太田町加計3087

広島県西部建設事務所安芸太田支所管理用地課　TEL:0826-22-0541

〒739-0014　東広島市西条昭和町13-10

広島県西部建設事務所東広島支所管理課　TEL:082-422-6911

〒720-8511　福山市三吉町一丁目1-1

広島県東部建設事務所管理課　TEL:084-921-1311

〒723-0015　三原市円一町二丁目4-1

　　　　　　　広島県東部建設事務所三原支所管理課　TEL:0848-64-4263

〒728-0013　三次市十日市東四丁目6-1

広島県北部建設事務所管理課　TEL:0824-63-5181

〒727-0011　庄原市東本町一丁目4-1

　　　　　　　広島県北部建設事務所庄原支所管理用地課　TEL:0824-72-2015

別紙　　　　　　　　**アダプト活動に係るゴミ処理について**

|  |  |
| --- | --- |
| **広　島　市** | 【草刈ゴミ（大量のものは除く）・一般ゴミ】  **・ゴミは持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出してください。**  【上記以外のゴミ】  **・分別し活動場所に集めておけば、県で回収しますので、事前に西部建設事務所管理課までご相談ください。**  **（お問い合わせ先：広島市環境局環境保全課　℡082-504-2188）** |
| **呉**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】  **・各市民センターまたは地域協働課で配布するボランティア袋に入れ、市の指定する家庭ゴミの処理方法に従い、指定の日に搬出してください。**  **・なお、家庭ゴミの処理方法では、排出量に制限があるため、分別して市の指定する場所への搬出もしくは活動場所に集めておけば、市で回収します。この場合は、事前にご相談ください。**  【上記以外のゴミ】  **・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：呉市環境業務課　℡0823-74-9100）** |
| **竹**  **原**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】  **・分別して、市の指定する袋に入れ、市の指定する家庭ゴミの処理方法に従い、指定の日に搬出するか、広島中央エコパークへ搬入してください。**  **・このほか、一定以上の量のものは、分別し活動場所に集めておけば、市が回収しますので、事前に市までご相談ください。**  【上記以外のゴミ】  **・汚泥については、土嚢袋に入れて活動場所に集めておけば、市が回収しますので、事前に市までご相談ください。**  **・上記以外のものは、市では取り扱っていませんので各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：竹原市建設課　℡0846-22-7746）** |
| **三**  **原**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、その他のゴミ】  **三原市が回収しますので、分別や取りまとめの後、環境施設課に連絡してください。**  **１　分別等の注意点**  **（1）「燃やせるごみ（草、紙類、汚れているペットボトル・プラスチック類）」と「燃やせないごみ（びん、金属類）」に分別し、45ℓ以内の透明な袋に入れて袋数を数える。**  **（2）枝木は「長さ１ｍ、太さ７㎝以内」に切り、「直径40㎝以内」に紐で束ねて束数を数える。**  **（3）その他大型ごみ等（45ℓ袋に入らないもの）は、種類と数を数える。**  **２　環境施設課への連絡内容**  **（1）団体名、担当者名、担当者電話番号**  **（2）ごみの種類と数（燃やせるごみ ○袋、燃やせないごみ ○袋 など）**  **（3）集めている場所（※２ｔ車が進入できる場所にしてください。）**  **（お問合せ先：三原市環境施設課　℡0848-63-1210）** |
| **尾**  **道**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器、その他】  **・分別して、尾道市クリーンセンター、もしくは因瀬クリーンセンターに搬入してください。**  **（お問い合わせ先：尾道市建設部用地課　℡0848-38-9284）** |
| **福**  **山**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ】  **・分別して、市の指定するゴミ処理施設等に搬入してください。**  【上記以外のゴミ】  **・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：福山市建設局土木管理課　℡084-928-1079）** |
| **府**  **中**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ】  **・分別して、府中市クリーンセンターへ搬入（有料）してください。**  **・このほか、家庭ゴミの処理方法に従い、所定の日に搬出することもできます。**  【大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器】  **・府中市クリーンセンターもしくは府中市北部クリーンステーション（大型ゴミのみ）搬入（有料）してください。**  【上記以外のゴミ】  **・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：府中市土木課　℡0847-43-7236）** |
| **三**  **次**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】  **・分別して、環境クリーンセンターへ搬入してください。**  【上記以外のゴミ】  **・事前に、市に相談ください。**  **（お問い合わせ先：三次市環境政策課　℡0824-66-3449（代表））** |
| **庄　原　市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器、その他】  **・分別して、リサイクルプラザに搬入してください。**  **・なお、草刈ゴミ・一般ゴミについては、持ち帰り、家庭ゴミの処理方法に従い、所定の日に搬出することもできます。**  **（お問い合わせ先：庄原市環境政策課　℡0824-72-1398）** |
| **大　竹**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ】  **・分別して、リサイクルセンターへ搬入（アダプト活動団体の証明で無料）してください。**  **・このほか、持ち帰り、家庭ゴミの処理方法に従い所定の日に搬出することもできます。**  【大型ゴミ】  **・リサイクルセンターへ持ち込むことができますので、事前にご相談ください。**  【上記以外のゴミ】  **・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **お問い合わせ先：大竹市建設部土木課　℡0827-59-2163）** |
| **東**  **広**  **島**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】  **・分別して、活動場所に集めておけば、市で回収しますので、事前にご相談ください。**  【上記以外のゴミ】  **・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：東広島市維持課　℡082-420-09４９**  **：黒瀬支所産業建設課 ℡0823-82-0214**  **：福富支所地域振興課 ℡082-435-2302**  **：豊栄支所地域振興課 ℡082-432-4160**  **：河内支所産業建設課 ℡082-437-2901**  **：安芸津支所産業建設課 ℡0846-45-1623）** |
| **廿**  **日**  **市**  **市** | 【草刈ごみ・燃やせる**ごみ・資源ごみ・小型複雑ごみ】**  **・　草刈りや清掃活動で出たごみは、通常の家庭ごみ収集とは別になります。分別して、自ら市の指定するごみ処理施設に搬出してください。**  **ただし、取扱いが地域によって異なるため、清掃活動実施前に各地域の担当係にご相談ください。**  **【埋立ごみ（水路、側溝の泥に限る）】**  **・　水路、側溝の清掃活動で出た泥は、土嚢袋に入れてください。その後の取扱いは地域によって異なりますので、清掃活動実施前に各地域の担当係にご相談ください。**  **【**家電リサイクル法対象機器等、市で処理ができないごみ**】**  **・　市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**    **( お問い合わせ先：廿日市市建設部維持管理課施設管理係　　℡0829-30-9173**  **:佐伯支所建設係　　℡0829-72-1117**  **:吉和支所環境産業建設係　　℡0829-77-2114**  **:大野支所建設係　　℡0829-30-2015**  **:宮島支所建設係　　℡0829-44-2004)** |
| **安**  **芸**  **高**  **田**  **市** | 【草刈ゴミ、一般ゴミ】  **・持ち帰り、家庭ゴミの回収方法にしたがい、所定の日に搬出してください。**  **・このほか、分別してきれいセンターへ持ち込む（有料）こともできます。**  【大型ゴミ】  **・指定されている粗大ゴミステーションに搬出または、きれいセンターへ持ち込んで（有料）ください。**  【家電リサイクル法対象機器】  **・基本的には、販売店で引き取ってもらってください。このほか、きれいセンターに持ち込む（有料）こともできます。**  【上記以外のゴミ】  **・市では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：安芸高田市社会環境課　℡0826-42-1126）** |
| **江**  **田**  **島**  **市** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】  **・分別して、ゴミステーションへ搬入してください。なお、持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。**  **・このほか、分別し活動場所に集めておけば、市が回収しますので、事前に市までご相談ください。**  【上記以外のゴミ】  **・分別して活動場所に集めておけば、市が回収しますので、事前に市までご相談ください。**  **（お問い合わせ先：江田島市土木建築部建設課　℡0823-43-1646）** |
| **府**  **中**  **町** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ】  **・家庭ごみに関する町の分別やごみ出しルールに従って、環境センターへ搬入してください。**  **・なお、環境センターでは保管や処理量に制限があるため、量が多い場合は、安芸クリーンセンターへ搬入するか、事前に環境センターまでご相談ください。**  【上記以外のゴミ】  **・町では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：府中町維持管理課　℡082-286-3173）** |
| **海　田　町** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器、その他】  **・分別して、環境センター又は安芸クリーンセンターへ搬入してください。なお、草刈ゴミ・一般ゴミについて、大量でない場合は、持ち帰り分別して、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。**  **・このほか、分別し活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に建設課までご相談ください。**  **（お問い合わせ先：海田町建設課　℡082-823-9209**  **:海田町環境センター　℡082-823-4601）** |
| **熊**  **野**  **町** | 【一般ゴミ、大型ゴミ】  **・分別して、熊野町環境事務所へ搬入してください。なお、一般ゴミについて、大量でない場合は、持ち帰り分別して、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。**  **・このほか、分別して活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。**  【草刈ゴミ】  **・10袋以内なら熊野町環境事務所へ、それ以上なら安芸ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰへ搬入してください。なお、2袋以内なら持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。**  **・このほか、分別して活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。**  【上記以外のゴミ】  **・分別して活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。**  **（お問い合わせ先：熊野町生活環境課　082-820-5606）** |
| **坂**  **町** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ,その他】  **・分別して活動場所に集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。**  **（お問い合わせ先：坂町環境防災課　℡082-820-1506）** |
| **安**  **芸**  **太**  **田**  **町** | 【草刈ごみ（大量のものは除く）・一般ごみ】 **・ごみは持ち帰り、家庭ごみの処理の方法にしたがい所定の日に搬出してください。**  【上記以外のごみ】  **・分別して町に連絡してください。**  **（お問い合わせ先：安芸太田町建設課　℡0826-28-1962）** |
| **北**  **広**  **島**  **町** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ、大型ゴミ、家電リサイクルゴミ、その他】  **・分別して、芸北広域きれいセンターに搬入してください(旧芸北町を除く)。事前に減免申請すれば無料になります。**  **・草刈ゴミ・一般ゴミについては、持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出することもできます。**  **（お問い合わせ先：北広島町建設課　050-5812-1860）** |
| **大**  **崎**  **上**  **島**  **町** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ】  **・持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出してください。**  【上記以外のゴミ】  **・町の指定する場所に分別して集めておけば、町が回収しますので、事前に町までご相談ください。**  **（お問い合わせ先：大崎上島町建設課　℡0846-65-3124）** |
| **世**  **羅**  **町** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ】  **・分別して、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出してください。**  【上記以外のゴミ】  **・町では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：世羅町建設課　℡0847-22-5309）** |
| **神**  **石**  **高**  **原**  **町** | 【草刈ゴミ・一般ゴミ】  **・持ち帰り、家庭ゴミの処理方法にしたがい、所定の日に搬出できます。この場合、集積庫の管理者の許可を得ていただくことになります。**  **・このほか、一般ゴミについては、分別して、クリーンセンターじんせきに搬入（有料）することができます。なお、事前に減免許可を受けると無料になりますので、町までご相談ください。**  【大型ゴミ、家電リサイクル法対象機器】  **・クリーンセンターじんせきに搬入してください。**  【上記以外のゴミ】  **・町では取り扱っていませんので、各団体で処分をお願いします。**  **（お問い合わせ先：神石高原町健康衛生課　℡0847-89-3336）** |